

# 令和5年度 「地域再生マネージャー事業（外部専門家短期派遣事業）」 手引き

一般財団法人

地域総合整備財団<ふるさと財団>

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-8-1 麹町クリスタルシティ東館12館

【TEL】03-3263-5736 【FAX】03-3263-5732

【E✉】[saisei-ka@furusato-zaidan.or.jp](mailto:saisei-ka@furusato-zaidan.or.jp)

【URL】<https://www.furusato-zaidan.or.jp/>

## 外部専門家短期派遣事業

### 1. 事業概要

地域再生に取り組もうとする市町村に対して、当財団から外部専門家を派遣し、必要な助言等を行うものです。外部専門家が現地調査を行い、地域課題の抽出及び課題解決に向けた方向性の提言を行います。

### 2. 派遣内容

・原則として1件当たり1回（1人）まで

外部専門家は、地域再生マネージャーの中から市町村の要望を反映し財団が選任します。

（1）単独の市町村が派遣を希望：2泊3日で現地調査と報告会を実施、または1泊2日の現地視察と後日オンラインによる報告会

（2）複数の市町村が共同で派遣を希望：複数の市町村が近隣の場合は2泊3日の現地視察、複数の市町村が離れている場合は1泊2日の現地視察をそれぞれの市町村で行い、後日オンラインによる報告会

（3）短期派遣の視察及び報告会（専門家による提言）が終了後、市町村からの希望があり、担当外部専門家との調整がつき、財団が認めた場合には、選択により以下を実施することができる。なお、その際の専門家は短期派遣された専門家のみとします。

- ・外部専門家とのオンライン相談
- ・外部専門家の現地再調査

### 3. 派遣実施期間

通年で実施とする。

### 4. 申請方法

#### （1）申請先

外部専門家の派遣を希望する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。以下同じ。）は、財団に直接申請し、写しを都道府県に送付してください。

#### （2）申請書類

①地域再生マネージャー事業 外部専門家短期派遣事業申請書（別記様式第1）

②その他参考となる資料（様式自由）

※申請様式は、財団ホームページ（<https://www.furusato-zaidan.or.jp/chiiki/>）よりダウンロードできます。

※様式各号については電子データも提出してください。

### (3) 申請受付期間・提出先

令和5年4月～8月で募集、採択予定件数（5件程度）に達し次第終了とし、その旨HPに掲載

市町村の提出先：一般財団法人地域総合整備財団くふるさと財団  
地域再生部地域再生課

（写しを都道府県にも送付をお願いします。）

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-8-1 麹町クリスタルシティ東館12階

【TEL】 03-3263-5736 【FAX】 03-3263-5732

※申請にあたり、事前相談（趣旨、内容、方向性等の助言）を承っております。

申請書をご提出される前にご相談ください。

### (4) 留意事項

以下のような事業は、当事業の趣旨に沿わないものとみなします。

- ・既に外部専門家を受け入れて活用したことがあるもの
- ・進行している事業の診断、事業の総括のために行われるもの
- ・事業地域が狭域で効果が限定的なもの

### (5) 派遣決定通知

審査結果は、直接市町村へ通知し、その旨都道府県にも報告します。

## 5. 派遣決定後の手続き

### (1) 派遣日程等の事前調整

財団は、採択された市町村と協議のうえ、派遣する外部専門家、派遣にかかる具体的内容及び実施日等を決定し、その内容を市町村に通知します。

市町村は、現地視察内容及び日程の調整を行います。市町村長のスケジュールの確保、視察箇所・聞き取り先の選定、公用車・宿泊場所の手配、会場（プロジェクターを含む）の手配、各種資料（動画を含む）の事前送付等を行っていただきます。

日程等の概要は、実施日の1か月前までに確定できるようにしてください。

### (2) 派遣の実施

原則として、外部専門家の派遣に財団職員及び事業の支援業者が同行します。外部専門家は市町村長等に対し調査結果を報告します。報告の方法は1. 派遣内容をご参照ください。

## 6. 派遣スケジュール（令和5年度関連）

以下①～⑤の順に進めていきますが、①の申請書の提出を受けた月の翌月末を目途に③の派遣決定通知を行います。

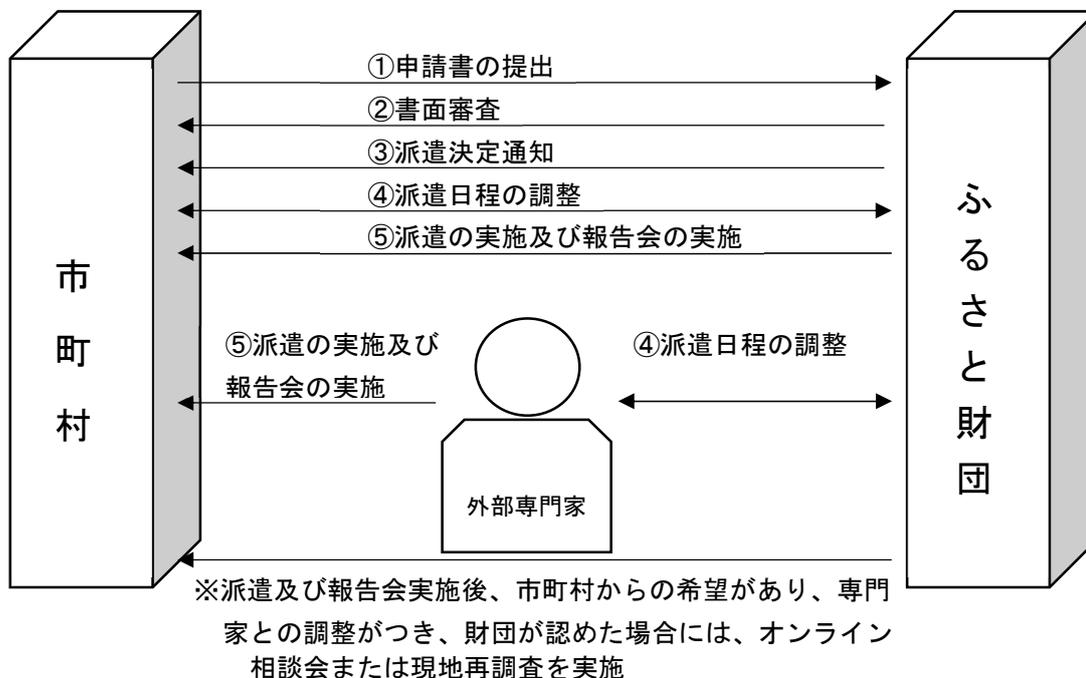


図 事業フロー

## 7. 事業実施後のステップアップについて

本事業の特色として、事業実施後に、「ふるさと再生事業」または「まちなか再生事業」へステップアップする方法があります。

本事業を実施した結果、地域再生の方向性に目処がつき、今後具体的な地域再生事業に取り組んでいく際には、是非この2つの事業による助成をご活用ください。

各事業の詳細は、それぞれ別冊「地域再生マネージャー事業(ふるさと再生事業)手引き」または「地域再生マネージャー事業(まちなか再生事業)応募の手引き」参照してください。

